東京都、宿泊税の見直し検討　富裕客増加など映す

#東京 #地域 #税・予算

2023/7/14 5:00 [有料会員限定]

外国人観光客が戻りにぎわう銀座（6月、東京都中央区）

東京都が宿泊税制度見直しの検討を始めた。2002年の国内初導入以来維持してきたが、背景にはインバウンド（訪日外国人）の増加や宿泊形態の多様化がある。宿泊税は全国でも導入の動きが広がる一方で、制度課題を指摘する声もある。「元祖宿泊税」の見直し議論には注目が集まりそうだ。

東京都は社会情勢の変化などを踏まえ5年ごとに制度の施行状況や今後のあり方などについて検討するとしてきた。6月に公表した20年目の報告書で「課税のあり方について見直しを検討する必要が生じている」とした。

念頭に置くのは、高級ホテルに宿泊するインバウンドの増加や民泊の普及など宿泊施設の多様化だ。都は宿泊料金に応じて最大200円の税率をかけているが、大阪府は300円、金沢市は500円、京都市は1000円の最大税率となっている。高額な宿泊料金を払う旅行者への税率上げが主要な論点になるとみられる。

また、都は旅館業法の許可を受けて旅館・ホテルを営業する事業者のみを徴収義務者としている。同じ宿泊事業者でも民泊は徴収義務がなく、公平性の観点から疑問が指摘されてきた。6月の東京都議会で小池百合子知事は「宿泊料金の動向も検証し、見直しの検討を深める」と話した。

東京都は地方分権を趣旨とした法定外目的税の創設を受けて02年に宿泊税を国内で初めて施行した。大阪府が国内2番目として宿泊税を導入したのは17年。その後、福岡市や北九州市なども続いた。

足元では沖縄県や札幌市、松江市など全国各地で観光振興を目的とした課税制度の導入検討が相次いでいる。新型コロナウイルス禍からインバウンドが回復するなか、導入を検討する自治体の拡大も予想される。

大東文化大学社会学部の塚本正文教授（財政学）は「東京都の見直し議論は、今後導入したい自治体から注目が集まるだろう」と指摘する。宿泊税を、税収の使途を限定する目的税として運用する考えには否定的な見方もあるからだ。

例えば東京都内で観光する人は日帰りのほか都内で宿泊施設に泊まるとは限らない。ビジネス目的でホテルを利用した人も観光振興が目的の宿泊税を課されることにもなる。神奈川大学経営学部の青木宗明教授（財政学）は「課税の根拠があいまいだ」と指摘する。

また東京都は宿泊税の使途について「観光の振興を図る施策に要する費用に広く全般的に充てる」（東京都主税局）との説明にとどまり、青木教授は「ブラックボックス化」を懸念する。都主税局も「説明不足との指摘は多く受けている」と認識している。

東京都にとって宿泊税による税収は大きくない。導入以来20年の税収は総額273億円と23年度単年の観光産業振興費（264億円、当初予算）とほぼ同じ水準で、税収の少なさが使途の説明のしづらさにつながっている面もあった。都は税率上げや課税対象の拡大を検討する際に、宿泊税をどのように観光振興策に生かすのかを改めて丁寧に説明する必要がある。

（久保田皓貴）